

第2章 みんなが健やかで、みんなが助けあうまち

(1) 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします

①子どもと親の健康づくりの推進

基本的方向

産婦人科医療機関の減少によって出産施設の確保が困難であったり、合併症を持つ妊婦の受け入れが拒否される事象が発生するなど、妊産婦を取り巻く状況は厳しく、妊産婦の健康管理の面からも、妊娠初期からの定期健診の必要性が強調されています。また、孤立した子育て環境の中、育児疲れや育児不安のために虐待へと進む事例も指摘されています。

泉南市では、妊婦健診の助成や乳幼児健診の実施、予防接種の実施などの施策をおこなってきましたが、受診率や接種率などは大阪府の他の市町村と比べて低い状況です。今後とも少子化が進むことが予測されていますが、泉南市において安心して子どもを産み、育ていけるよう、母子保健事業の充実を図り、さらにきめ細やかな支援に努めます。

施策

1) 母子保健事業の充実

妊娠中から母子の健康管理に努め、安全な出産につなげます。また、乳幼児健診の受診率を高め、不安のない子育てを支援します。とりわけ家庭訪問や相談事業など生後早期からの支援を強化します。

2) 食育の推進

望ましい食習慣の形成のため、乳幼児期から学童期に至る食育の重要性の周知・推進に努めます。

3) 予防接種事業の推進

予防接種の接種率を高めるため、医師会、学校など関係機関とも連携し、情報提供に努めます。

4) 周産期・小児医療体制の充実

※泉州広域母子医療センターの運営に参画し、周産期医療の充実を図るとともに、医師会との協力体制を強化し、地域における小児医療体制の強化を図ります。

②子育てしやすい環境の整備

基本的方向

泉南市においては、子どもと保護者がともに育つまちをめざして、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」や※泉南市子どもを守る地域ネットワークにより、子育て支援施策の充実に努めてきました。

近年、子どもの発達支援はますます注目されています。子どもが健やかに成長できる環境の実現に向けて、保護者と泉南市などの専門機関が一体となって、子どもの成長・発達を支えていくための具体的な施策を充実させる必要があります。

保育所については、民営化に向けた取り組みを進めつつ、保育サービス提供体制の充実に努めていきます。また、親子教室などの地域子育て支援センター事業やファミリーサポート事業など、子育て支援事業の充実を図ります。

何らかの支援を必要とする子どもに対する取り組みのうち、発達・療育に関しては子ども支援センター「リバーズスクール」を運営するとともに、2012年度（平成24年度）には、発達障害児を対象とする支援事業「※NEST^{ネスト}」をスタートするなど、新たな取り組みを進めており、今後も市民に近い場所でおこなう療育の確保を行政として進めていきます。さらに、幼稚園、保育所・園、小学校、中学校の子どもの成長・発達を継続的に支援していきます。

また、2013年度（平成25年度）には新たな府立支援学校が泉南市内に開校されるなど、関係機関の相互協力も深化が期待され、発達支援環境の充実につなげていきます。

子どもに対する虐待については、虐待の早期発見および適切な支援・保護を図るため、関係機関による連携強化を図り、虐待の未然防止と早期発見、適切な対応が取れる体制づくりに努めていきます。

こうしたなかにも、地域から孤立した子育て家庭の存在が考えられ、その対応が難しい課題となっています。子育て支援施策は次の世代を育てるという観点から、すべての子どもと子育て家庭を支援する必要に迫られています。また、少子化の進行をできるだけおだやかなものとする取り組みも求められています。

このため、子どもを守る地域ネットワークにより子育て支援施策を総合的に推進し、社会全体で子育てを支えることによって、泉南市で子どもを生みたい、育てたい、育ててよかったと思えるまちづくりをめざします。

また、国における制度改革の方向性も見据えながら、必要な支援が必要なときに子育て家庭に届くよう、計画的な事業実施を推進していきます。

施 策

1) 子どもを育てる環境づくり

0歳から18歳までのすべての子どもたちの育ちを保障するために、*泉南市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の4部会（子ども虐待防止部会、子育て支援部会、教育支援部会、発達支援部会）を効果的に運用し、市としてそのときに必要な子どもの支援を計画し、関係機関の協力のもと、実行していきます。

2) 発達支援・障害児支援の充実

泉南市内の専門機関（子ども支援センター、保健センター、教育委員会、家庭児童相談室など）を核として、個々の子どもに応じた支援を、切れ目なく継続的に実施していきます。また、保育・保健・教育が一体となって、障害のある子どもを対象とした支援体制の充実に努めます。

3) 子どもの虐待防止の推進

子どもを守る地域ネットワークの強化を図り、必要なときに支援が受けられるよう、児童相談事業の充実や体制整備、民生委員児童委員協議会との連携による地域における見守り体制など、子どもの権利の擁護、虐待防止、早期発見・対応に向けた体制の充実に努めます。また、子どもにかかわる機関の担当職員の資質向上にも努め、子育てがしやすくなるような支援の提供をめざします。

4) 子育てと仕事の両立支援

子育てしやすい環境を整備するために、多様なニーズに応じた保育サービスの充実、耐震化をはじめ保育施設・設備の充実を進めます。また、男女平等参画の観点からも仕事と子育ての両立の推進に向けた取り組みを推進するとともに、新たな子ども・子育て施策への対応に努めます。

5) 子育て支援事業の充実

泉南市内の地域子育て支援センターと市民が一体となって、就学前の子どもとその保護者の居場所づくりやふれあえる機会をつくったり、子育てに関する学習機会の充実、子育てネットワークづくりの推進など、子育て支援事業の充実を図ります。また、保育所と地域住民との交流・連携を進めることなどを通じて、地域の子育て支援力を向上させ、孤立家庭の解消を図ります。

6) 子育て家庭への経済的支援

少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

7)ひとり親家庭への支援

泉南市内のひとり親家庭などを取り巻くさまざまな状況を的確に把握したうえで、その自立を支援するための施策を総合的かつ計画的に展開していきます。特にひとり親家庭に関する相談窓口を充実するとともに、就業に向けた支援をおこなうことによってその自立を促進します。

(2) すべての市民が生涯にわたって健康な生活を送れるまちをめざします

①医療環境の充実

基本的方向

「大阪府地域医療再生計画」(2011年(平成23年))でも指摘されているように、泉州医療圏の南部地域は医療体制が脆弱であり、医師の不足や公立病院の医療供給機能の低下が課題とされています。

大阪府では市町村や関係医師会等とともに検討を重ね、それぞれの医療機関の特徴を活かした機能再編を図るとともに「*地域連携クリティカルパス」の活用などを通じて、脳卒中や心臓病など、急性期からリハビリテーション期までに至る、地域医療の連携強化に向けた取り組みが進められています。

今後の高齢化のさらなる進行などによって医療に対する市民ニーズは拡大することが予想されることから、広域的な医療機関の連携をより一層強化するなど、多様な取り組みによって地域における医療体制の充実をめざします。

国民健康保険については、加入者年齢の高齢化にともない、保険給付が増加する傾向にあります。保険財政基盤を安定化させることを目的として、都道府県単位での広域化が今後予定されていますが、本市としても広域化の動きを踏まえつつ健全な保険財政の運営に引き続き努めていくことが必要です。また、特定健康診査・特定保健指導など健康づくりに向けた取り組みを通じて被保険者の健康増進を推進し、疾病の予防・早期発見、保険給付費の抑制をめざします。

施策

1) 地域医療体制の充実

大阪府や近隣市町とともに、泉州南部地域の医療ネットワークに参加し、広域での医療体制の強化を図るとともに地元医師会との協力体制を強化し、市民の医療ニーズに応えるよう努めます。

2) 救急医療体制の充実

救急医療に対する市民の不安に応えるため、関係機関との連携を強化し、救急救命力の向上を図ります。

3) 福祉医療の充実

高齢者、障害者など支援を必要とする市民が必要とする医療を容易に受けられるよ

う医療費の自己負担額の一部を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

4) 国民健康保険の健全な運営

保険税賦課については府内平均水準をめざし、健全な財政運営を推進します。また、特定健康診査の受診機会を拡充するなど、被保険者の健康づくりを支援し、保険給付費の増加抑制を図ります。

5) 後期高齢者医療制度の適正な運用

対象となる高齢者が安心して医療を受けられるよう大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の適正な運用に努めます。

②健康づくりの推進

基本的方向

死因の第1位を占めるがん（悪性新生物）の対策について、国は重点的な取り組みを進めています。特に働く世代を対象とするがん検診の受診を勧奨し、早期発見による治療期間の短縮や社会復帰に向けた取り組みを強化しています。

また、うつ病などを患う人が増加し、自殺者も増加する傾向にあるため、精神疾患（こころの病気）は、2011年（平成23年）に、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病と並ぶ「5大疾病」として位置づけられました。国では今後重点的に対策をおこなうことを決めています。

健康で長生きしたいというニーズに応えるため、泉南市では、「健康せんなん21後期計画」をもとに、健康づくり施策を実施していますが、各種がん検診の受診率をはじめ、健康指標の改善はみられていません。

このため、市民が自発的な健康づくりに取り組めるよう、各種健診・検診事業の推進や生活習慣の改善などの情報提供に努めるとともに、栄養や運動を中心とした生活習慣改善を普及するためのボランティアの養成を図ります。また、自殺対策では関係機関との連携を強化し、悩みに気づき支援できる*ゲートキーパーの養成を図ります。

施策

1) 各種健診・検診、保健指導の推進

市民の健康管理の推進、疾病の早期発見に向け、各種健診・検診の受診を勧奨するとともに、受診機会を増やします。また、受診後のフォローを通じて対象者には必要な治療をうながします。

2) 健康教育・健康相談の推進

生活習慣病の予防に向け、必要な知識や技術を普及します。また、からだやこころの悩み、病気の相談などについての相談窓口を設置します。

3) 予防接種事業の充実

予防接種の接種率を向上させ、感染症などの予防を図ります。

4) こころの健康に関する相談者の養成

相談者の技術向上を図り、自殺予防にも対応できる相談者を養成します。

5) 食育の推進

生活習慣病の予防および改善につながる食育の重要性の周知・推進に努めます。

(3) みんなで支えあう福祉のまちをめざします

①地域福祉の推進

基本的方向

近年、少子高齢化や核家族化といった社会全体の構造の変化によって、家族の形や地域の姿が変化しつつあります。これらの家族機能の変化や価値観の多様化などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、人びとの間のコミュニケーション不足が指摘されています。

こうしたなか、だれもが地域で安心して暮らしていくためには、日頃身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決し（自助）、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力で解決し（互助）、またボランティアやNPOによる組織的な支えあいの力で解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政の力で解決する（公助）といった重層的な取り組みが必要となってきます。

このため、これまでに全市的に取り組んできた市民と行政の協働のまちづくりを基本としながら、市民、コミュニティ組織、企業など、みんなが公共を担うことで、子どもから高齢者まで、すべての市民が生きいきと輝き、将来もこのまちに住み続けたいと思えるよう、地域福祉を一層推進していきます。

施 策

1) 地域福祉活動の推進

市民の一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、お互いを知り、理解し、認めあうことができるよう、多様な交流を進め、地域でともに生きる意識の向上をめざします。また、ボランティアやNPOによる福祉活動や地区福祉委員会活動など、市民主体の活動を促進するとともに、活動の担い手の発掘や育成をおこないます。

2) 相談支援体制の充実

支援を必要としている人に適切なアドバイスができ、必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、各分野の相談窓口・機関と連携し、気軽な相談から専門的な相談まで総合的な相談支援体制づくりを進めます。

3) 権利擁護の強化

権利擁護の取り組みを進めて、ひとり暮らしや認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人等が財産の管理や福祉サービスを適切に利用できるよう支援します。また、あらゆる市民に対する虐待の予防、早期発見・対応に向けた取り組みを強化します。

②高齢福祉の充実

基本的方向

わが国の65歳以上の高齢者人口は、2011年（平成23年）4月1日現在で2,963万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は23.2%に達しました。泉南市においても2010年（平成22年）10月現在の高齢化率が22.6%となっています。今後も人口の急速な高齢化が進み、2025年（平成37年）には戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）が75歳以上の高齢者になります。

こうした高齢化の動きに伴って、寝たきりや認知症などによって介護や支援を必要とする高齢者が急速に増加していきます。このうち認知症の高齢者については、今後10数年で全国的に大きく増加するものと予測されており、認知症ケアの充実が社会的に求められています。

しかし、高齢者の生活を支えるためには、介護保険などの福祉サービスだけではなく、「※地域包括ケアシステム」の構築が急務であると指摘されています。

市民などによる見守りネットワークの構築、高齢者などが自由に行き交うことができるサロンなどの開設、認知症サポーターによる認知症高齢者の支援活動など、市民が自助や互助によって取り組むことは、人生と生活の質を豊かにするものであり、これらの重要性を改めて認識し、市民主体の活動を支援していきます。

また、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防、就労や社会参加を通じた生きがいづくりなどを社会的に応援していくとともに、地域の福祉活動の担い手へと導くような施策を展開していきます。

施策

1) 介護サービスの充実

住み慣れた地域や自宅で生活することが可能となるよう、介護サービスを充実するとともにその質の向上を図ります。

2) 介護予防サービスの充実

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐため、また、要介護状態になってもその状態がより悪化しないよう、地域支援事業における介護予防事業を一層推進します。

3) 自立支援・生きがいづくり

高齢者が自らの意思に基づいて住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケア推進事業、認知症ケア推進事業、地域福祉推進事業、生きがいづ

くり推進事業など各種事業を推進します。

③障害福祉の充実

基本的方向

2011年（平成23年）6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」がそれぞれ国会で成立したほか、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討も進められているなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。障害福祉サービスと相談支援に関しては、2010年（平成22年）12月に「障害者自立支援法」と「児童福祉法」が改正されました。

また、2012年（平成24年）6月に国は、「障害者自立支援法」について、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）とし、また改正障害者基本法に基づいた新たな法律の基本理念を創設するなど、一部改正をおこないました。

今後も国における制度改革の動向に適切に対応しながら、障害のある人にとってわかりやすく利用しやすい広報・情報提供、相談支援機能の充実、各種支援事業・サービスの提供に努めます。

施 策

1) 啓発・交流の促進

きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人びとの正しい理解と認識を深めます。

2) 保健・医療の充実

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、障害の早期発見、早期療育・治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密接に連携しながら、リハビリテーション体制等の充実に努めます。

3) 福祉サービスの充実

障害のある人がその人らしく生きいきと自立した生活を営み、社会参加がおこなえるよう、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、必要な障害福祉サービス給付をおこなうなど、生活支援施策の一層の充実に努めます。

4) 雇用・就労の促進

障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就職が困難な人を対象とする働く

場や活動の場の充実に努めます。

5) 生活環境の充実

障害のある人をはじめ、すべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共公益施設、交通機関の※バリアフリー化など環境整備を進めます。

④生活困窮者福祉の充実

基本的方向

わが国の生活保護受給者数は、2011年（平成23年）8月に205万人に達しました。泉南市における生活保護受給世帯についても、2000年度（平成12年度）の477世帯、被保護人員811人から、2011年（平成23年）11月末現在の854世帯、被保護人員1,278人へ、世帯数で1.8倍、被保護人員で1.6倍の増加となっています。

こうした生活保護受給者を含む低所得者が増加する背景には、深刻な経済不況などが影響を及ぼしているものと考えられます。生活保護受給世帯については高齢者世帯が大半を占めていますが、最近の傾向として、稼働年齢にある世帯の増加が顕著になってきています。経済不況から雇い止めや派遣切りといった離職により経済的に困窮する人が生活保護受給者となるケースが急増しています。働けるが仕事がなく、生活保護を受給している世帯への就労支援の充実を図ることが重要です。

そのためには、国全体としての施策、大阪府レベルや地域として取り組める施策、基礎自治体である市として取り組める施策を分類し、関係機関とのネットワークの構築のもとに、公平公正な制度の運用を進めることはもとより、対象者のおかれている状態に最も適した対応が素早くおこなえる体制を構築していくことが重要です。

これまでの給付を中心とする考え方から、「福祉から就労へ」の意識への転換を図ります。ハローワークとともに求人や就労・住宅の確保などの生活面、さらにはメンタルな部分までも相談できる体制をつくり、生活に困窮する人の対応の充実を図っていきます。

施 策

1)生活保護制度の充実

すべての市民に保障された健康で文化的な生活が送れるよう、生活に困窮した人に対して緊急かつ一時的に生活扶助をはじめ各種の扶助費を給付し、あわせて自立に向けた各種プログラムを実施するとともに、その自立を支援していきます。

2)相談・指導體制の充実

離職したり、一時的に各種援助が必要となった人に、必要なときに必要な支援が実施されるような相談・指導體制の整備をおこないます。

3)就労支援体制の充実

おもに稼働年齢層にある要援護者・被保護者に対して必要な就労支援を実施し、その自立助長を図ります。